

重要事項説明

- 個別避難計画（以下、計画）は、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の方一人ひとりの状況に合わせて、安否の確認や避難の支援を行う人（以下、避難支援者）や避難先などを記載した計画であり、災害時の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。
- 計画の作成者は千葉市ですが、計画作成業務の一部を民間事業者（以下、委託事業者）に委託して行います。また、計画作成に必要な範囲で、あなたの個人情報や千葉市から委託事業者に提供します。
- 計画は、あなたやご家族の同意のもとで、必要に応じて任意で作成するもので、必ず作成しなければならないものではありません。
- 計画は、あなたやご家族の意向を確認しながら、あなたとの面談や避難支援者などの関係者との協議のうえ作成します。
- あなたと日頃から関わりのある福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員）の方がいる場合は、より効果的な計画作成のため、計画作成に必要な範囲で、あなたに関する情報の提供を、千葉市（または委託事業者）から福祉専門職に依頼します。
- 避難支援者による災害時等の声掛けや避難の支援は、助け合い、支え合いの精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではありません。そのため、計画を作成したとしても、災害時の状況によっては支援が受けられない場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 作成した計画は、あなたやご家族と千葉市が共有します。また、①平常時は避難支援等関係者（避難支援者や民生委員など）及び避難先に、②災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の方に、計画に記載された情報を提供します。
- この計画を作成するにあたって、あなたやご家族の費用負担はありません。